

感染症法に基づく医療機関等との協定締結について

01. 協定の概要	… 1
(1) 経緯	
(2) 協定の種類	
(3) 公表について	
02. 想定する感染症とその対応の方向性	… 2
03. 協定内容のポイント	… 3
04. 協定指定医療機関の指定	… 4
(1) 概要	
(2) 第一種協定指定医療機関（病院）	
(3) 第二種協定指定医療機関（（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）	
05. 財政支援について	… 5
(1) 流行初期医療確保措置	

感染症法に基づく医療機関等との協定締結について

01. 協定の概要

(1) 経緯

今般の**新型コロナウイルス感染症対応の教訓**を踏まえ、令和4年12月の感染症法改正により、平時にあらかじめ都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、**新型インフルエンザ等感染症等※の発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化** ※新型インフルエンザ等感染症等：国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症）

(2) 協定の種類

[] 内は協定締結する相手方を記載

医療措置協定 [医療機関]	感染症対応のうち、①病床、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣のいずれか1種類以上について協定を締結 <法第36条の3>
検査等措置協定 [医療機関,民間事業者]	感染症対応のうち、検査、宿泊施設の確保、その他の必要な措置に関し協定を締結 <法第36条の6>

協定項目	①病床	②発熱外来 (兼検査等措置協定)	③自宅療養者等への 医療提供	④後方支援	⑤人材派遣
病院	○	○	○	○	○
診療所		○	○		○
薬局			○		
訪問看護事業所			○		○

※上記のほか、任意事項として「个人防护具の備蓄」がある

(3) 協定内容の公表

締結した医療措置協定の内容を県ホームページにおいて公表 <法第36条の3第5項>

(発表のイメージ)

保険医療機関番号	医療機関名	所在地	医療措置協定の内容					指定状況	
			病床確保	発熱外来	検査措置協定	自宅療養者等への医療の提供	後方支援	医療人材派遣	第一種協定指定医療機関
291*****	〇〇病院	奈良県**市***	○	○	○	○	○	○	○
291*****	〇〇病院	奈良県**町***			○	○		○	○

感染症法に基づく医療機関等との協定締結について

02. 協定の概要想定する感染症とその対応の方向性

(1) 対応する感染症

- **新型インフルエンザ等感染症、指定感染症※及び新感染症**

※当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る

- まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症への対応を念頭**に取り組む

(2) 発生後の対応

発生早期 （発生～公表前まで）	現行の 感染症指定医療機関の感染症病床 を中心に対応する
流行初期期間 (公表～3ヶ月程度) ※ コロナ禍(2021年1月頃)の医療提供体制を想定	まずは、発生 of 公表前から対応実績のある 感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象 となる協定に基づく対応も含め、引き続き対応する また、各都道府県の判断を契機として、 流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結するその他医療機関 も対応していく
流行初期期間経過後 (3～6ヶ月程度) ※ コロナ禍(2022年12月頃)の医療提供体制を想定	これらに加え、その他の協定締結医療機関のうち、 公的医療機関等 （対応可能な民間医療機関を含む）も中心となった対応。発生 of 公表後6ヶ月程度を目途に、 順次速やかに全ての協定締結医療機関 での対応を目指す

<発生後の対応イメージ図>



03. 協定内容のポイント

● 感染症の想定

協定書第3条第2項、第3項

本協定に基づく対応は、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症(当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重苦であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。)」及び「新感染症」を対象としています。

協定締結の検討にあたっては、感染症の性状及びその対応方法等が、**新型コロナウイルス感染症相当であると想定**してください。具体的には、流行初期は令和3年1月頃の規模の体制を、流行初期以降は令和4年冬の規模の体制を想定してください。

なお、発生した感染症が、上記の**想定と大きく異なる事態**であると国や県等において判断した場合は、県と協定締結医療機関で**協議を行い、要請する医療措置の内容の見直し**を行います。

● 県の要請に応じることができない場合

協定書8条

感染症発生・まん延時に、県が医療措置を要請した際、**事情により要請に応じることができない場合は、個別にご相談ください。やむを得ないと県が判断した場合は、必ずしも医療措置を講じる必要はありません。**

しかし、理由なく、要請に応じない場合は、感染症法第36条の4第1項から第4項までに規定する指示や勧告等を行うことがあります。

<やむを得ない理由の例>

- ・医療機関内の感染拡大等により、**医療機関内の人員が縮小**している場合
- ・ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、**患者一人当たりが必要となる人員が異なる**場合
- ・感染症以外の**自然災害等**により、**人員や設備が不足**している場合

● 実施状況等の報告

協定書第9条

医療機関等情報支援システム(G-MIS)により、平時(年1回)及び感染症発生・まん延時(随時)に、医療機関の運営状況等を報告してください。

- ・**平時(年1回)**：協定締結医療機関の運営状況等
- ・**感染症発生・まん延時(随時)**：医療措置の実施状況等

● 研修及び訓練の実施または参加

協定書第10条

国、国立感染症研究所、県、医療機関等が実施する**研修・訓練への参加**をお願いします(自機関で実施する場合も可)。実施主体や研修内容について特に規定はなく、**協定の措置の履行に資するもの**であれば問題ありません。

04.協定指定医療機関の指定

(1) 概要

- 医療措置(病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供)について協定締結した医療機関のうち、**国の要件※を満たすことが認められるときは、知事が指定する**
※感染症法第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準
- 協定指定医療機関が実施する新型インフルエンザ等感染症等に関する**医療費は公費負担の対象**となる
- 第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関の**両方の指定を受けることが可能**

(2) 第一種協定指定医療機関（病院）

【必須の協定項目】 病床 発熱外来 自宅療養者等への医療の提供 後方支援 人材派遣

〈国の指定要件〉

- ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること
- ・ 患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の**院内感染対策**を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、**新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制**が整っていると認められること

(3) 第二種協定指定医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所)

【必須の協定項目】 病床 発熱外来 自宅療養者等への医療の提供 後方支援 人材派遣 ※④のいずれか

〈国の指定要件〉

(発熱外来)

- ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること
- ・ 受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができること等の**院内感染対策**を適切に実施しながら、**外来医療**を提供することが可能であること
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、**外来医療**を提供する体制が整っていると認められること

(自宅療養者等への医療の提供)

- ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、**外出自粛対象者**に対して**オンライン診療**等の医療を提供する体制が整っていると認められること

感染症法に基づく医療機関等との協定締結について

05.財政支援

(1) 流行初期医療確保措置

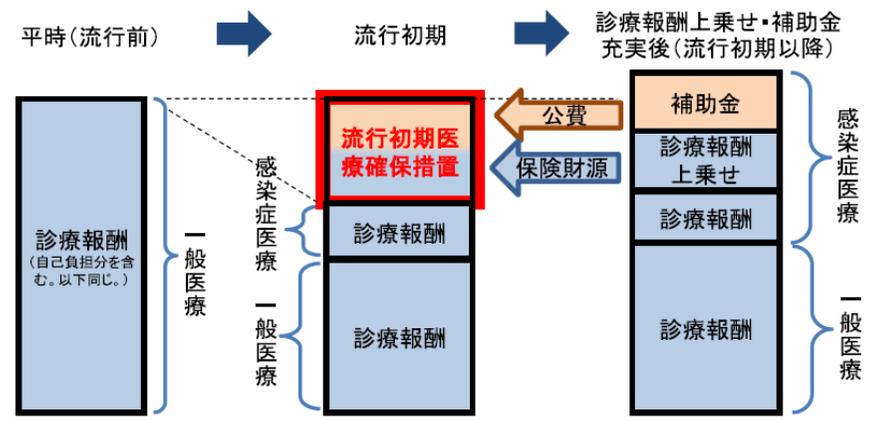
- ✓ 感染症の流行初期から、**病床確保**や**発熱外来**の感染症対応を行う医療機関に対して、**診療報酬の上乗せや補助制度が充実するまでの一定期間、感染症流行前と同水準の収入を補償する**（流行初期医療確保措置）**〈法第36条の9〉**

【期間】 流行初期 = 厚生労働大臣が新興感染症の公表を行ってから**3ヶ月程度**を想定

【対象】 流行初期において、次の**奈良県の基準※**を満たす**病床確保**又は、**発熱外来**を行う旨の**医療措置協定**を締結した医療機関のうち、**県からの要請に応じて体制を確保した医療機関**

※感染症法施行規則第19条の7の各号に定める基準を参酌し、都道府県知事が定める

平時（流行前）、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後（流行初期以降）における「特別な協定を締結した医療機関」の収入（イメージ）



◆ **病床確保** ※病床確保(入院医療)を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案

- ① 発生の公表後、知事の要請後1週間以内に措置を実施すること
- ② 以下の区分に応じて、流行初期から入院患者を受け入れる病床を一定数以上確保し継続して対応できること

県立・感染症指定医療機関*	30床以上
公立・公的(県立・感染症指定医療機関*除く)	(300床以上)12床以上、(300床未満)8床以上、(精神科)4床以上
民間	8床以上、(精神科)4床以上

*感染症指定医療機関：第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関(精神科病床除く)

- ③ 病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと

◆ **発熱外来** ※発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案

- ① 発生の公表後、知事の要請後1週間以内に措置を実施すること
- ② 以下の区分に応じて、流行初期から一定数以上の発熱患者を診察できること

病院	15人以上/日
診療所	5人以上/日